

# 宮城国道四五号原付転倒事故損害賠償

## 請求事件

### 道路局道路交通管理課訟務係

#### 宮城国道四五号原付転倒事故損害賠償請求事件

〔一審判決〕平成一三年五月二八日

仙台地方裁判所 請求棄却（原告控訴）

〔二審判決〕平成一四年一月一四日

仙台高等裁判所 控訴一部認容（確定）

#### 1 事件の概要

原告の子息が原動機付自転車で一般国道四五号線の工事用暫定迂回路を走行中、対向車線に飛び出し、折から走行してきた対向車に衝突して死亡した。原告は、本件事故の原因は、本件迂回路上に発生していたくぼみに本件バイクのハンドルが取られたことにあるとして、本件迂回路の設置工事を担当した被告会社及び道路管理者である被告国に損害賠償請求をした。（請求額…六、〇七二万二、〇〇〇円）

本件迂回路上に発生していたくぼみは、合計三つあり、それぞれ被害者の進行方向手前からA、

賠償責任を負う。

#### ② 被告会社の主張

本件事故発生当時、くぼみBの地点に深さ一〜二センチメートルのたわみがあったことは認めるが、それはバイクの走行に支障をきたすほどのものではなく、本件事故は専ら被害者の運転ミスによるものである。被害者は法定速度を一〇キロメートル超える時速四〇キロメートルでたわみを通したが、その直前に何らかの危険を感じ、急ブレーキをかけたためスリップして対向車線に逸脱したものであり、このことは現場に印象されたスリップ痕からも明らかである。よって、本件事故の発生につき、被告会社に不法行為責任はない。

#### ③ 被告国の主張

被告会社が述べるとおり、本件事故は専ら被害者の運転ミスによるものである。くぼみBについては、その存在により本件のような事故が発生する危険性が客観的にあったとはいえず、また、その発生を予測することは不可能であったため、被告国に国家賠償法二条一項の責任はない。また、被告国は、本件迂回路の構造、安全施設等について適正なものであることを確認していることから、国家賠償法一条一項の責任もない。

#### 2 当事者の主張

##### ① 原告の主張

B、Cとする。なお、BとCは中央線を挟んで平行的位置に存し、二つのくぼみの間の幅は、三〇〜四〇センチメートル程度であった。

本件事故は、被害者が本件バイクを運転してやや左にカーブする本件迂回路を走行中、迂回路上に発生していたくぼみBに本件バイクの車輪を乗り入れて車体のバランスを崩し、対向車線に逸脱して折から走行してきた対向車に衝突したものであるところ、被告会社が本件迂回路を設置するに当たりその土質や強度に応じた適切な工事を行わなかったためにくぼみBが生じ、また、その後もその存在を知らずその補修と安全管理を怠ったために本件事故が発生したのであるから、被告会社は民法第七〇九条により損害賠償責任を負う。また、被告国は、安全の十分でない本件迂回路の開通を承認し、その後管理していたのであるから国家賠償法一条一項及び二条一項により損害

### 3 判決要旨

#### ① 一審判決

本件道路にくぼみがあったことは認められるが、これが本件バイクに物理的影響を与え、本件事故を引き起こしたとは認められない。

#### ② 二審判決

本件事故は、被害者がくぼみBに本件バイクの車輪を乗り入れたため、ハンドル操作不能になり対向車線に逸脱したものであると認めるのが相当であり、被控訴人会社及び被控訴人国には損害賠償責任がある。ただし、被害者にも前方不注意の過失があり、その割合は五割とするのが相当である。

### 4 判決のポイント（主に二審判決による）

#### ① 本件事故の原因

被控訴人らは、被害者は本件バイクの車輪をくぼみBに乗り入れてはならず、本件事故の発生とくぼみBは関係がない旨主張するが、くぼみBとCは本件迂回路の南側車線をほぼ塞ぐような形で存在し、二つのくぼみの間はわずか三〇〜四〇センチメートル程度しかなく、そのうえ、本件迂回路は左にカーブしており、このような状況のもと本件迂回路を初めて通る被害者が両側のくぼみに落ちることなく、このわずかな幅を時速約四〇キ

ロメートルで通過することは不可能ではないにしても困難なものとして認められる。現に、本件事故当日、本件迂回路を原動機付自転車で行った高校生四人は、くぼみBかCのいずれかに乗り入れ、ハンドルをとられた旨主張しており、また、もし被害者がくぼみBとCの間を通過したとすると、その直後に急ブレーキをかけている理由が見当たらないことから、被害者はくぼみBに本件バイクの車輪を乗り入れてハンドル操作の自由を失い、そのまま直進するのやむなきに至り、そのため対向車線に飛び出す危険を感じて急ブレーキをかけたが及ばず、対向車線に逸脱したものと認めるのが合理的である。

#### ② 被控訴人会社の責任

被控訴人会社は、一般の通行の用に供した後にすぐにくぼみを生じるような瑕疵ある本件迂回路を設置し、しかもくぼみが発見された後に直ちに補修をしなかったのだから、民法第七〇九条による不法行為責任があることは明らかである。

#### ③ 被控訴人国の責任

本件迂回路を設置、管理していた被控訴人国においても、くぼみBの存在は本件迂回路が通常有すべき安全性を欠いていたといふべきであり、また、くぼみBの存在によって本件のごとき事故が

発生する危険性は客観的に存在し、かつ、そのことは通常容易に予測し得るものであったのであるから、被控訴人国は国家賠償法二条一項により損害賠償責任を負うものといふべきである。

#### ④ 過失相殺

本件迂回路に入る手前に「迂回路あり」、「工事中」、「徐行」の標識が設置されていたにもかかわらず、被害者は法定速度毎時三〇キロメートルを越える時速四〇キロメートルで本件迂回路を走行し、前方注視をしていれば早期にくぼみBを発見してこれに対応する減速徐行などの措置がとれたのに、これを怠ってそのままの速度でくぼみBに乗り入れ、対向車線に逸脱した過失があり、その割合は五割と認めるのが相当である。